

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく
第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について

(平成19年8月23日～9月21日 (セイウナタネ1件、カーネーション1件、トウモロコシ2件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成19年8月23日(木)～9月21日(金)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果 (関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	1通
整理した意見数	1件

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について
(平成19年8月23日～9月21日 (セイヨウナタネ1件、カーネーション1件、トウモロコシ2件))

	該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1	除草剤グルホシネート耐性セイヨウナタネ(T45)について	こぼれ落ちて自生した後に、他殖によって品種外に拡散した遺伝子単独の自然環境における適応度について、生物多様性影響評価書の概要に追加の記述がされるべきであり、本件は承認するべきではない。	<p>生物多様性影響評価書の概要の26ページ「3 交雑性」にあるとおり、我が国に自生するセイヨウナタネの近縁種のうち、当該除草剤耐性セイヨウナタネ(T45)と交雑可能なものはいずれも栽培由来の外来種であり、交雑性に起因する生物多様性影響を受ける可能性のある野生動植物等としては特定されていません。</p> <p>また、当該除草剤グルホシネート耐性セイヨウナタネ(T45)がセイヨウナタネの近縁種と交雑した場合の評価については、生物多様性影響評価書の概要の27ページ「4 その他の性質」にあるとおり、①雑種後代が優占化して他の野生植物種の個体群を駆逐する可能性、②導入遺伝子の影響により近縁種の個体群が縮小し、それらに依存して生息する昆虫等の野生生物の個体群の維持に影響を及ぼす可能性は、いずれも極めて低く、生物多様性影響が生ずるおそれはないとの判断が示されています。</p>	1